

## 改葬許可申請の郵送での手続きについて

- ① 「改葬許可申請書」と「別紙」に同封の【記入例】を参考に、必要事項を記入してください。
- ② 記入した申請書には、お墓の管理をしている住職さんの証明が必要です。  
住職さんに記入した申請書を郵送し、証明をしてもらってください。  
(前もって住職さんに電話をし、証明と手続きのお願いをされてから手続きをしてください。)

※住職さん宛に送付するもの

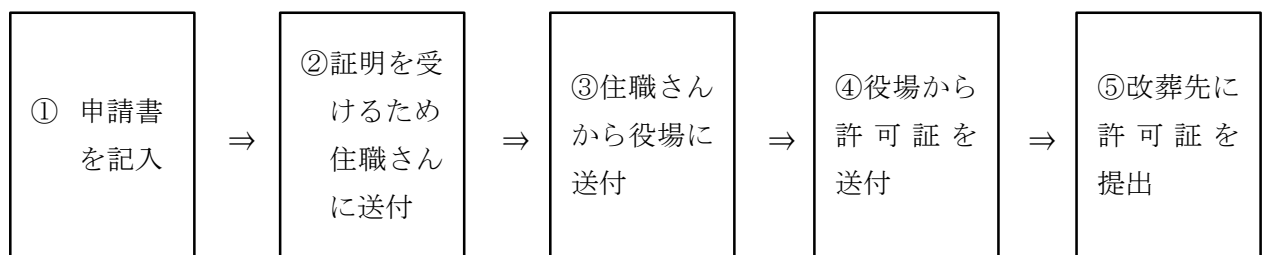
- ・必要事項を記入した「改葬許可申請書」と「別紙」
- ・住職さんが証明した改葬許可申請書を役場宛に送付してもらうための封筒  
(役場宛の住所を記入し、切手を貼ってください)

※役場宛に送付するもの

- ・改葬許可証発行手数料300円(郵便局で定額小為替を購入し同封してください)
- ・「改葬許可証」をお届けするための返信用封筒

- ③ お手元に届いた「改葬許可証」を改葬先に提出してください。

今回の手続きは以下ようになります。



手続きについてご不明な点がございましたら、下記担当までご連絡ください。

〒647-1603  
和歌山県東牟婁郡北山村大字大沼42番地  
北山村役場 住民福祉課  
TEL0735-49-2331